뭉

港 湾 法 0 部を改正する法 律の施行に伴う関係政令の 整備 等 に 関 す Ś 政

内 閣 は、 港湾 法 \mathcal{O} 部を改正する法律 平 -成二十 五. 年 法 律 第三十 号) \mathcal{O} 施 行 に伴 \ \ \ 地方道 路 公社 法

昭 和 兀 十五 年 法 律 第八十二号) 第 四 一 十 一 条、 独 <u>\(\frac{1}{2} \)</u> 行 政 法 人鉄 道 建 設 • 運 輸 施 設 整 備 支援 機 構 法 平 成 + 兀 年

法 律 第 百 八 十号) 第二十八条、 電 気 通 信 事 業 法 昭 和 五 十 九 年 法 律 第 八 十六 号) 第 百 兀 + 条 第 匝 項 た だ L

書、 地 方 独 立 行 政 法 人法 伞 成 + 五. 年 法 律 第 百 + 八 号) 第 九 + 兀 条 及 び 独 立 行 政 法 人 日 本 高 速 道 路 保 有 債

務 返 済 機 構 法 平 成 十 六 年 法 律 第 百 号) 第二 + 九 条 \mathcal{O} 規 定 に 基 づ き、 $\sum_{}$ \mathcal{O} 政 令 を 制 定 す る。

地 方道 路 公社 法 施 行 令 及 び 独 立 行 政 法 人鉄 道 建 設 運 輸 施 設 整 備 支援 機 構 法 施 行 令 0 部 改 正

第 条 次に 掲 げ る政 令 0 規定中 第四 一十三条 \mathcal{O} 八第 兀 項 を 同 法第四 十三 条 \mathcal{O} 八第 几 項 及 び 第五 十五条

の三の四第四項」に改める。

地 方 道 路 公 社 法 施 行 令 昭昭 和 四十 五. 年政 令 第二百二号) 第十条第一 項第三号

独 <u>\frac{1}{2}</u> 行 政 法 人 鉄 道 建 設 運 輸 施 設 整 備 支 援 機 構 法 施 行令 (平成十五 年政 令第二百九十三号) 第二十八

条第一項第二号

(電気通信事業法施行令の一部改正)

第二条 電気通 信 事 *業法: 施 行令 (昭和六十年政令第七十五号)の一部を次のように改正する。

第六条第二項第六号中 「第四十三条の八第二項」の下に 第五十五 条の三の)四第二 項 を、 「第四十

三条 の 八 第四 項」 \mathcal{O} 下に 第五 十五 条の三の 匹 第四 項」 を加 える。

(地方独立行政法人法施行令の一部改正)

第三条 地 方 独 <u>\frac{\frac{1}{3}}{2}</u> 行 政 法 人法 施 行 令 平 成 十五 年政 令第 兀 百 八十六号) 0) 部 を次の、 ように改 正 する。

第十三条第 項 第 兀 号 中 「 第 匹 十三 一条の 八 第 匝 項」 \mathcal{O} 下に 「 及 び 第五 + 五. 条 の三の 兀 第 匹 項」 を加 える。

(独立行: 政法 人 日 本 高 速道路保 有 債 務 返済 機 構 法 施 行令の 部改 正

第四 条 独立 行 政法 人 人 日· 本 高速道 路保有 債務返済機構 法 施行令 (平成十七年政令第二百二号)の一部を次

のように改正する。

第二十二条第一 項第二号中 「第三十七条第三項」 の 下 に 「(同法第四十三条の八第四項及び第五 十五条

の三の四第四項において準用する場合を含む。)」を加える。

附則

港湾法 の 一 部を改正する法律の施行に伴い、 地方道路公社を地 方公共団体とみなして準用する法令の規定

として港湾法 昭 和二十五 年法律第二百 十八号) 第五 十五 条の三の 四第四 頃に お 7) · て 準 甪 でする 同 法第三十七

る。

条第三項を追加する等地

方道路公社法施行令その

他 \mathcal{O}

関係

政

令 \mathcal{O}

規定

 \mathcal{O}

整備を行う等の

必

要が

あるからであ

- 4 -